

知っていますか？成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方は、財産の管理や、介護サービス、施設への入所に関する契約などを自分ですることが難しい場合があります。また、自分の不利益な契約であってもよく判断できず契約を結んでしまうなど消費者被害にあう危険性が高くなります。

このような人の権利と財産を守るための制度として、成年後見制度があります。

成年後見制度には、判断能力が衰える前に利用する任意後見制度と、判断能力が衰えてから利用する法定後見制度があります。

<任意後見制度>

十分な判断能力があるうちに、本人が、将来、判断能力が不十分になった時のために、自ら選んだ任意後見人と、判断能力が低下したときに財産管理や療養看護等に関する事務を委任する契約を公正証書で結んでおくものです。

<法定後見制度>

判断能力が不十分な状態になった場合、本人在住地の家庭裁判所に「後見等の開始の申立て」をして、支援者や支援内容を決めてもらいます。支援内容は判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられています。

「後見」

重度の認知症や重度の知的障がい、重度の精神障がいなどのために、常に判断能力が不十分な状態である人が対象です。

成年後見人は、日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。

「保佐」

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために、土地や家の売買、お金の貸し借り、家の新築・増改築など、重要な法律行為には常に援助が必要な人が対象です。

保佐人は、法律で決められた重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。家庭裁判所の審判によって、その範囲を広げたり、特定の法律行為を代わって行う権限が与えられたりします。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除きます。

「補助」

軽度の認知症や軽度の知的障がい、軽度の精神障がいなどのために、重要な法律行為を自分でもできるかもしれないが、内容によっては援助が必要な人が対象です。

補助人は、当事者が申し立てた重要な法律行為に同意したり、取り消したりします。家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為を代わって行う権限が与えられたりします。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除きます。

法定後見制度を利用し家庭裁判所で審判を受けていれば、その範囲内で後見人・保佐人・補助人が契約を取り消すことができるため、消費者トラブルの被害回復や被害の拡大防止策となる場合があります。

成年後見制度を利用すると、資格などの制限がつく場合がありますが、必要に応じてこの制度を上手に利用しましょう。詳しい内容、費用や手続き方法などは、家庭裁判所に問い合わせてください。

なお、守口市の消費生活センターでは、相談窓口の案内や成年後見制度のDVDの貸し出しをしていますのでご利用ください。